毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

告　示
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件　五五四
○土地改良区の定款の変更を認可した件　五五四
○土地改良法により換地を定めない土地として指定した件　五五四
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件　五五八
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件　五六一
公　告
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件　五六一
○随意契約の相手方を決定した件二件　五六二

告　示

福島県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十二月十六日から令和五年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
　フレスポ須賀川　福島県須賀川市森宿字北向八八番一ほか
二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
　意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和四年九月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月八日認可した。

令和四年十二月十六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（農村計画課）

福島県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業原町東地区に係る換地計画において換地を定めない土地として指定した。

令和四年十二月十六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

土地の表示

南相馬市原町区下渋佐字後川三〇二番地
同　市原町区下渋佐字後川三一七番地
同　市原町区下渋佐字赤沼二三三番地一
同　市原町区下渋佐字赤沼三〇八番地
同　市原町区下渋佐字赤沼三一一番地一
同　市原町区下渋佐字赤沼三一一番地二
同　市原町区下渋佐字赤沼三一三番地
同　市原町区下渋佐字赤沼三二五番地
同　市原町区下渋佐字仲西三六〇番地
同　市原町区下渋佐字仲西三六一番地
同　市原町区下渋佐字仲西三九一番地
同　市原町区下渋佐字南赤沼一番地
同　市原町区下渋佐字南赤沼二番地
同　市原町区下渋佐字南赤沼一二番地一
同　市原町区下渋佐字南赤沼一三番地一
同　市原町区下渋佐字南赤沼一三番地二
同　市原町区下渋佐字南赤沼一六番地
同　市原町区下渋佐字南赤沼一九番地一
同　市原町区下渋佐字南赤沼二〇番地
同　市原町区下渋佐字南赤沼三一番地
同　市原町区下渋佐字湊三二一番地
同　市原町区下渋佐字湊三二五番地
同　市原町区下渋佐字湊三三四番地

同　市原町区下渋佐字湊三三五番地
同　市原町区萱浜字愛原五三番地一
同　市原町区萱浜字愛原一三四番地一
同　市原町区萱浜字愛原一五九番地
同　市原町区萱浜字一本松五一番地
同　市原町区萱浜字一本松五二番地
同　市原町区萱浜字一本松五五番地一
同　市原町区萱浜字一本松五七番地三
同　市原町区萱浜字一本松五九番地
同　市原町区萱浜字一本松六二番地
同　市原町区萱浜字一本松六四番地
同　市原町区萱浜字一本松七五番地一
同　市原町区萱浜字軍平一一二番地
同　市原町区萱浜字軍平一二三番地
同　市原町区萱浜字見谷地八番地一
同　市原町区萱浜字見谷地八四番地二
同　市原町区萱浜字原畑九三番地
同　市原町区萱浜字原畑九五番地
同　市原町区萱浜字原畑九六番地一
同　市原町区萱浜字原畑九七番地一
同　市原町区萱浜字原畑一〇一番地
同　市原町区萱浜字原畑一〇二番地
同　市原町区萱浜字原畑一〇三番地
同　市原町区萱浜字原畑一〇四番地三
同　市原町区萱浜字原畑二八六番地
同　市原町区萱浜字原畑二八七番地
同　市原町区萱浜字広谷地一番地一
同　市原町区萱浜字広谷地七番地一
同　市原町区萱浜字広谷地二七番地
同　市原町区萱浜字広谷地二八番地
同　市原町区萱浜字広谷地二九番地一
同　市原町区萱浜字広谷地二九番地四
同　市原町区萱浜字広谷地二九番地五
同　市原町区萱浜字広谷地三〇番地
同　市原町区萱浜字広谷地三一番地
同　市原町区萱浜字広谷地三二番地
同　市原町区萱浜字広谷地三三番地
同　市原町区萱浜字広谷地三四番地一
同　市原町区萱浜字広谷地三四番地二

同　市原町区萱浜字広谷地三四番地三
同　市原町区萱浜字広谷地四六番地
同　市原町区萱浜字広谷地四七番地
同　市原町区萱浜字広谷地四八番地
同　市原町区萱浜字広谷地五二番地
同　市原町区萱浜字広谷地五三番地
同　市原町区萱浜字三軒屋二番地
同　市原町区萱浜字三軒屋三番地一
同　市原町区萱浜字三軒屋三番地二
同　市原町区萱浜字三軒屋三番地三
同　市原町区萱浜字三軒屋三番地四
同　市原町区萱浜字三軒屋七番地
同　市原町区萱浜字三軒屋八番地
同　市原町区萱浜字三軒屋九番地
同　市原町区萱浜字三軒屋一四番地
同　市原町区萱浜字三軒屋一五番地
同　市原町区萱浜字三軒屋一六番地
同　市原町区萱浜字三軒屋一七番地
同　市原町区萱浜字三軒屋一八番地
同　市原町区萱浜字三軒屋一九番地一
同　市原町区萱浜字三軒屋一九番地二
同　市原町区萱浜字三軒屋二〇番地
同　市原町区萱浜字三軒屋二一番地一
同　市原町区萱浜字三軒屋二一番地二
同　市原町区萱浜字三軒屋二二番地
同　市原町区萱浜字三軒屋二七番地
同　市原町区萱浜字三軒屋三〇番地三
同　市原町区萱浜字三軒屋四八番地
同　市原町区萱浜字三軒屋四九番地
同　市原町区萱浜字三軒屋五〇番地
同　市原町区萱浜字三軒屋五五番地
同　市原町区萱浜字三軒屋五六番地
同　市原町区萱浜字三軒屋五七番地一
同　市原町区萱浜字三軒屋五七番地二
同　市原町区萱浜字三軒屋五七番地三
同　市原町区萱浜字三軒屋五八番地
同　市原町区萱浜字三軒屋五九番地
同　市原町区萱浜字新赤沼一四番地一
同　市原町区萱浜字新赤沼一四番地二

同　市原町区萱浜字新赤沼一四番地三
同　市原町区萱浜字新赤沼一五番地
同　市原町区萱浜字新赤沼一六番地
同　市原町区萱浜字新赤沼一七番地
同　市原町区萱浜字新赤沼二一番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三一番地一
同　市原町区萱浜字新赤沼三一番地二
同　市原町区萱浜字新赤沼三三番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三四番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三五番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三六番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三七番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三八番地
同　市原町区萱浜字新赤沼三九番地
同　市原町区萱浜字新赤沼四〇番地
同　市原町区萱浜字新赤沼四一番地
同　市原町区萱浜字新赤沼四五番地
同　市原町区萱浜字新赤沼四六番地
同　市原町区萱浜字新赤沼四七番地
同　市原町区萱浜字新赤沼四九番地
同　市原町区萱浜字新赤沼五〇番地
同　市原町区萱浜字新赤沼五一番地
同　市原町区萱浜字新赤沼五二番地
同　市原町区萱浜字新赤沼五七番地
同　市原町区萱浜字新赤沼五八番地
同　市原町区萱浜字新赤沼六〇番地
同　市原町区萱浜字新赤沼六六番地
同　市原町区萱浜字新赤沼六七番地
同　市原町区萱浜字新赤沼六八番地
同　市原町区萱浜字新赤沼六九番地
同　市原町区萱浜字新赤沼七六番地
同　市原町区萱浜字新赤沼一一六番地
同　市原町区萱浜字赤沼三三六番地
同　市原町区萱浜字切付二四番地
同　市原町区萱浜字切付二六番地一
同　市原町区萱浜字切付二六番地二
同　市原町区萱浜字前田一六七番地一
同　市原町区萱浜字前田一七五番地一
同　市原町区萱浜字前田一七六番地一

同　市原町区萱浜字前田一七六番地二
同　市原町区萱浜字前田一七七番地一
同　市原町区萱浜字前田一八二番地
同　市原町区萱浜字前田一八七番地
同　市原町区萱浜字前田一八八番地
同　市原町区萱浜字中切付二八番地二
同　市原町区萱浜字長沼九番地
同　市原町区萱浜字長沼一〇番地
同　市原町区萱浜字長沼一一三番地一
同　市原町区萱浜字長沼一一三番地二
同　市原町区萱浜字長沼一一五番地
同　市原町区萱浜字長沼一一六番地
同　市原町区萱浜字長沼一二三番地
同　市原町区萱浜字長沼一二四番地
同　市原町区萱浜字長沼一二五番地
同　市原町区萱浜字長沼二二六番地一
同　市原町区萱浜字長沼二二六番地二
同　市原町区萱浜字長沼二二六番地三
同　市原町区萱浜字長沼二二六番地四
同　市原町区萱浜字長沼三三四番地
同　市原町区萱浜字長沼三三五番地
同　市原町区萱浜字長沼三三八番地一
同　市原町区萱浜字長沼三三八番地二
同　市原町区萱浜字長沼三三九番地
同　市原町区萱浜字長沼四〇番地
同　市原町区萱浜字長沼四一番地
同　市原町区萱浜字長沼四四六番地
同　市原町区萱浜字長沼四七番地
同　市原町区萱浜字長沼四八番地
同　市原町区萱浜字長沼四九番地一
同　市原町区萱浜字長沼四九番地二
同　市原町区萱浜字長沼六二番地
同　市原町区萱浜字長沼六三番地一
同　市原町区萱浜字長沼六三番地二
同　市原町区萱浜字長沼六四番地一
同　市原町区萱浜字長沼六四番地二
同　市原町区萱浜字長沼六四番地三
同　市原町区萱浜字長沼六八番地
同　市原町区萱浜字東蔵前三番地一

同　市原町区萱浜字東蔵前三番地三
同　市原町区萱浜字東蔵前三番地四
同　市原町区萱浜字東蔵前四番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五番地
同　市原町区萱浜字東蔵前六番地
同　市原町区萱浜字東蔵前九番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一一番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一二番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一四番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一五番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一六番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一八番地
同　市原町区萱浜字東蔵前一九番地一
同　市原町区萱浜字東蔵前一九番地二
同　市原町区萱浜字東蔵前二九番地三
同　市原町区萱浜字東蔵前三七番地
同　市原町区萱浜字東蔵前四七番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五〇番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五一番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五二番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五三番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五六番地一
同　市原町区萱浜字東蔵前五六番地二
同　市原町区萱浜字東蔵前五七番地
同　市原町区萱浜字東蔵前五八番地
同　市原町区萱浜字東蔵前六二番地
同　市原町区萱浜字東蔵前六三番地
同　市原町区萱浜字東蔵前六四番地
同　市原町区萱浜字東蔵前六五番地一
同　市原町区萱浜字東蔵前六五番地三
同　市原町区萱浜字東蔵前七一番地
同　市原町区萱浜字東蔵前七二番地
同　市原町区萱浜字東蔵前七四番地
同　市原町区萱浜字東蔵前七五番地一
同　市原町区萱浜字東蔵前七五番地二
同　市原町区萱浜字南見谷地五〇番地
同　市原町区萱浜字南見谷地五一番地
同　市原町区萱浜字南見谷地七四番地一
同　市原町区萱浜字南見谷地七四番地二

同　市原町区萱浜字南見谷地七八番地一
同　市原町区萱浜字南見谷地七八番地二
同　市原町区萱浜字二股一六番地
同　市原町区萱浜字二股一七番地
同　市原町区萱浜字二股一八番地
同　市原町区萱浜字二股一九番地
同　市原町区萱浜字北赤沼二七番地
同　市原町区萱浜字北赤沼二八番地
同　市原町区萱浜字北赤沼八二番地
同　市原町区萱浜字北赤沼八三番地
同　市原町区萱浜字北赤沼一七七番地
同　市原町区萱浜字北赤沼一八三番地一
同　市原町区萱浜字北赤沼一八三番地二
同　市原町区萱浜字北赤沼一八三番地三
同　市原町区萱浜字北赤沼一八三番地四
同　市原町区萱浜字北赤沼一八七番地
同　市原町区萱浜字北赤沼一八八番地
同　市原町区萱浜字北赤沼一八九番地一
同　市原町区萱浜字北赤沼一八九番地二
同　市原町区萱浜字北赤沼一八九番地三
同　市原町区萱浜字北赤沼一八九番地四
同　市原町区萱浜字北谷地二九九番地
同　市原町区萱浜字北谷地三〇〇番地
同　市原町区萱浜字北谷地三〇一番地一
同　市原町区萱浜字北谷地三〇一番地二
同　市原町区萱浜字北谷地三〇一番地三
同　市原町区萱浜字北谷地三〇四番地
同　市原町区萱浜字北谷地三〇五番地一
同　市原町区萱浜字北谷地三〇五番地二
同　市原町区萱浜字北谷地三〇六番地
同　市原町区萱浜字北谷地三〇七番地
同　市原町区萱浜字北谷地三〇八番地一
同　市原町区萱浜字北谷地三〇八番地二
同　市原町区萱浜字北谷地三三四番地
同　市原町区萱浜字北谷地三三五番地一
同　市原町区萱浜字北谷地三三五番地二
同　市原町区萱浜字堀子目五三番地五
同　市原町区萱浜字堀子目五九番地
同　市原町区萱浜字堀子目六〇番地

同　市原町区萱浜字堀子目六一番地
同　市原町区萱浜字落江下五番地
同　市原町区萱浜字落江下六番地
同　市原町区萱浜字落江下七番地
同　市原町区萱浜字落江下八番地
同　市原町区萱浜字落江下九番地
同　市原町区萱浜字落江下一九番地
同　市原町区萱浜字落江下二〇番地一
同　市原町区萱浜字落江下二〇番地二
同　市原町区萱浜字落江下二八番地
同　市原町区萱浜字落江下二九番地
同　市原町区萱浜字落江下三〇番地
同　市原町区萱浜字落江下三一番地
同　市原町区萱浜字六貫山二〇二番地
同　市原町区萱浜字六貫山二〇六番地
同　市原町区萱浜字六貫山二〇七番地
同　市原町区萱浜字六貫山二〇九番地
同　市原町区萱浜字六貫山二一〇番地
同　市原町区萱浜字六貫山二一五番地
同　市原町区零字犬這一二五番地一
同　市原町区零字犬這一二五番地三
同　市原町区零字犬這一三七番地四
同　市原町区零字犬這一三七番地六
同　市原町区零字犬這一三九番地二
同　市原町区零字犬這一四六番地
同　市原町区零字五畝田二二一番地
同　市原町区零字五畝田二二二番地
同　市原町区零字南谷地四番地
同　市原町区零字南谷地二〇番地
同　市原町区零字南谷地二一番地
同　市原町区零字南谷地二二番地一
同　市原町区零字南谷地二二番地二
同　市原町区零字南谷地二四番地一
同　市原町区零字南谷地二四番地二
同　市原町区零字南谷地二四番地三
同　市原町区零字蛭沢一一〇番地一
同　市原町区零字蛭沢一二四番地
同　市原町区零字蛭沢一二七番地
同　市原町区零字福田四四四番地一
同　市原町区零字福田四四四番地二
同　市原町区零字福田四四四番地三
同　市原町区上渋佐字沖田二六八番地
同　市原町区上渋佐字沖田二六九番地
同　市原町区上渋佐字沖田二七五番地二
同　市原町区上渋佐字沖田二八六番地
同　市原町区上渋佐字沖田三一〇番地一
同　市原町区上渋佐字沖田三一〇番地二
同　市原町区上渋佐字寺崎三五二番地
同　市原町区上渋佐字寺崎三五三番地
同　市原町区上渋佐字寺崎三五五番地一
同　市原町区上渋佐字寺崎三五五番地二
同　市原町区上渋佐字寺崎三五七番地
同　市原町区上渋佐字寺崎三六六番地
同　市原町区上渋佐字寺崎三六七番地一
同　市原町区上渋佐字寺崎三六七番地二
同　市原町区上渋佐字寺崎三八〇番地
同　市原町区上渋佐字寺崎三八一番地一
同　市原町区上渋佐字寺崎三八一番地二
同　市原町区上渋佐字東畑一四八番地
同　市原町区上渋佐字東畑一五〇番地
同　市原町区上渋佐字南谷地一九七番地
同　市原町区上渋佐字南谷地一九八番地一
同　市原町区上渋佐字南谷地一九八番地二
同　市原町区上渋佐字南谷地二〇〇番地一
同　市原町区上渋佐字南谷地二〇〇番地二
同　市原町区上渋佐字南谷地二〇一番地
同　市原町区上渋佐字北谷地一二二番地
同　市原町区上渋佐字北谷地一二六番地三
同　市原町区上渋佐字北谷地一二六番地八
同　市原町区上渋佐字北谷地一二八番地一
同　市原町区上渋佐字北谷地一二八番地二
同　市原町区上渋佐字北谷地一二八番地三
同　市原町区北原字細谷地二九六番地

（農村基盤整備課）

福島県告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

令和四年十二月十六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市山都町早稲谷字東原道上一五五九、一五六一から一五六七まで、一五六八の一、三一五五、三一五六、字林ノ内一三六一、三一五四の一から三一五四の六まで

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東原道上一五六八の一、三一五五、字林ノ内三一五四の四から三一五四の六まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市山都町小舟寺字川東林甲二〇一六から甲二〇二四まで、甲二〇二七の一、甲二〇二七の二、甲二〇二八、甲二〇二九の一、甲二〇三一、字川角沢甲一七八二、甲一七八五から一七八七まで、甲一七八八の一から甲一七八八の三まで、甲一七八九から甲一七九一まで、甲一七九三から甲一七九五まで、甲一七九七から甲一八〇一まで、甲一八〇三、甲一八〇四、甲一八〇四の乙、甲一八〇五から甲一八一三まで、字平山甲二〇四五の一、甲二〇四五の二、甲二〇四五の四から甲二〇四五の一七まで、甲二〇四五の一九から甲二〇四五の二二まで、甲二〇四五の二四、甲二〇四五の二五、甲二〇四五の二八、甲二〇四五の三〇、字家ノ廻甲一七四四

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川東林甲二〇一八から甲二〇二〇まで、甲二〇二七の一、甲二〇二七の二、甲二〇二八、甲二〇二九の一、甲二〇三一、字川角沢甲一七八七、字家ノ廻甲一七四四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市山都町一ノ木字小扇曽根甲八八五の一、甲八八五の二、字嘉洲於沢甲一〇一二、甲一〇一三、甲一〇一四の一から甲一〇一四の三まで、甲一〇一九、甲一〇二〇、甲一〇三〇の一、甲一〇三〇の口号、甲一〇三一の一、甲一〇三七、甲一〇三八、甲一〇四二、甲一〇四四から甲一〇四六まで、甲一〇四九から甲一〇五六まで、甲一〇五七の一、甲一〇五七の二、甲一〇五八から甲一〇六二まで、甲一〇七〇、甲一〇七二の一、甲一〇七二の二、甲一〇七四、甲一〇七六、甲一〇七七、甲一〇八七、甲一〇八八の二、甲一〇八八の三、甲一〇八八の五から甲一〇八八の一三まで

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字嘉洲於沢甲一〇一二、甲一〇一三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市山都町一ノ木字沢口乙四八五、乙四八六、乙四八八の一、字桑原甲一一七一、甲一一七二、甲一一七八、甲一一七九、甲一一八一から甲一一八四まで、甲一一八五の一、甲一一八六の一

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　喜多方市山都町早稲谷字黒滝沢二九五〇、二九五四から二九五八まで
2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

六
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　喜多方市山都町相川字南ノ沢乙一二九四から乙一三〇〇まで、字東廻戸乙一二四五の三、乙一二四七、乙一二四八の一、乙一二四八の二
2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

七
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　喜多方市山都町相川字栗生沢乙一三〇三の三、乙一三一二、乙一三一二の二、乙一三一三の一、乙一三一三の二、乙一三一四、乙一三一五、乙一三一六の一、乙一三五〇の二、乙一三五〇の一八、乙一三五〇の三五、乙一三五〇の四〇、乙一三五〇の四九、乙一三五〇の五三から乙一三五〇の五五まで、乙一三五四、乙一三八八から乙一三九七まで、乙一三九九から乙一四〇六まで、字廻戸乙一四〇七の八号、乙一四〇八
2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

八
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　喜多方市山都町相川字栗生沢乙一三二一の三、乙一三五〇の三八、乙一三五〇の三九、乙一三五〇の四一、乙一三五三、乙一三五六の一、乙一三五七、乙一三五八、乙一三六一
2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

九
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　喜多方市山都町早稲谷字台畑一二九九の一、一二九九の二、字水上一三〇八から一三一〇まで、一三二一、一三二二の一、一三二二の二、三一五一から三一五三まで、字林ノ内一三五三、一三五五から一三五九まで、一三六二から一三七六まで、一三七七の二、一三八〇、一三八二、一三八四の二、一三八五から一三八七まで、三一五四の七から三一五四の一〇まで
2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字林ノ内一三五七、一三六二、一三六三、一三七〇から一三七六まで、一三七七の二、一三八六、一三八七、三一五四の九
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年十二月十六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名

江川欽一　岩渕貞藏　田崎吉平　長谷川傳三郎　岩渕徳次　岩渕俊正　小島市郎　小島市郎　小島鶴記　小島良介　小島幸一　小島幸一　小島鹿造　小島長一　小島清隆　小島清三郎　小島爲重　五十嵐光雄　鈴木禎三　小島美登理　小島保　小島庄三　小島千代志　小島爲三　小島ハルコ　小島住男　小島富男　小島一彦　小島行正　鈴木勝　田巻義憲　田巻ウメノ

二　通知の内容の要旨

１　保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

２　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和四年福島県告示第七百二十一号）によること。

３　当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公　告

公告第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和四年十二月十六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

土地改良区の名称
会津大川土地改良区
就任した役員
役別　氏名　住所
理事　関　良弘　会津若松市北会津町下荒井三四番地

（農村計画課）

公告第２８７号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

令和４年12月16日

福島県知事　内　堀　雅　雄

１　随意契約に係る物品等の名称及び数量
　抗インフルエンザウイルス薬（ゾフルーザ錠20mg）　42,200錠
２　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
　福島県出納局入札用度課　福島県福島市杉妻町２番16号
３　随意契約の相手方を決定した日
　令和４年11月18日
４　随意契約の相手方の氏名及び住所
　塩野義製薬株式会社　大阪府大阪市中央区道修町三丁目１番８号
５　随意契約に係る契約金額
　45,365,210円
６　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
７　随意契約によることとした理由
　特例政令第11条第１項第１号該当

（入札用度課）

公告第２８８号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

令和４年12月16日

福島県知事　内　堀　雅　雄

１　随意契約に係る物品等の名称及び数量
　抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ）　17,600箱
２　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
　福島県出納局入札用度課　福島県福島市杉妻町２番16号
３　随意契約の相手方を決定した日
　令和４年11月30日
４　随意契約の相手方の氏名及び住所
　グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都港区赤坂一丁目８番１号
５　随意契約に係る契約金額
　39,920,320円
６　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
７　随意契約によることとした理由
　特例政令第11条第１項第１号該当

（入札用度課）

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷